

令和8年度

# 甲賀市営住宅入居 募集案内

市営住宅の入居申込みには資格要件がありますので、  
この募集案内をご確認のうえ、応募してください。

甲賀市役所 住宅建築課

電話 0748-69-2212

FAX 0748-63-4601

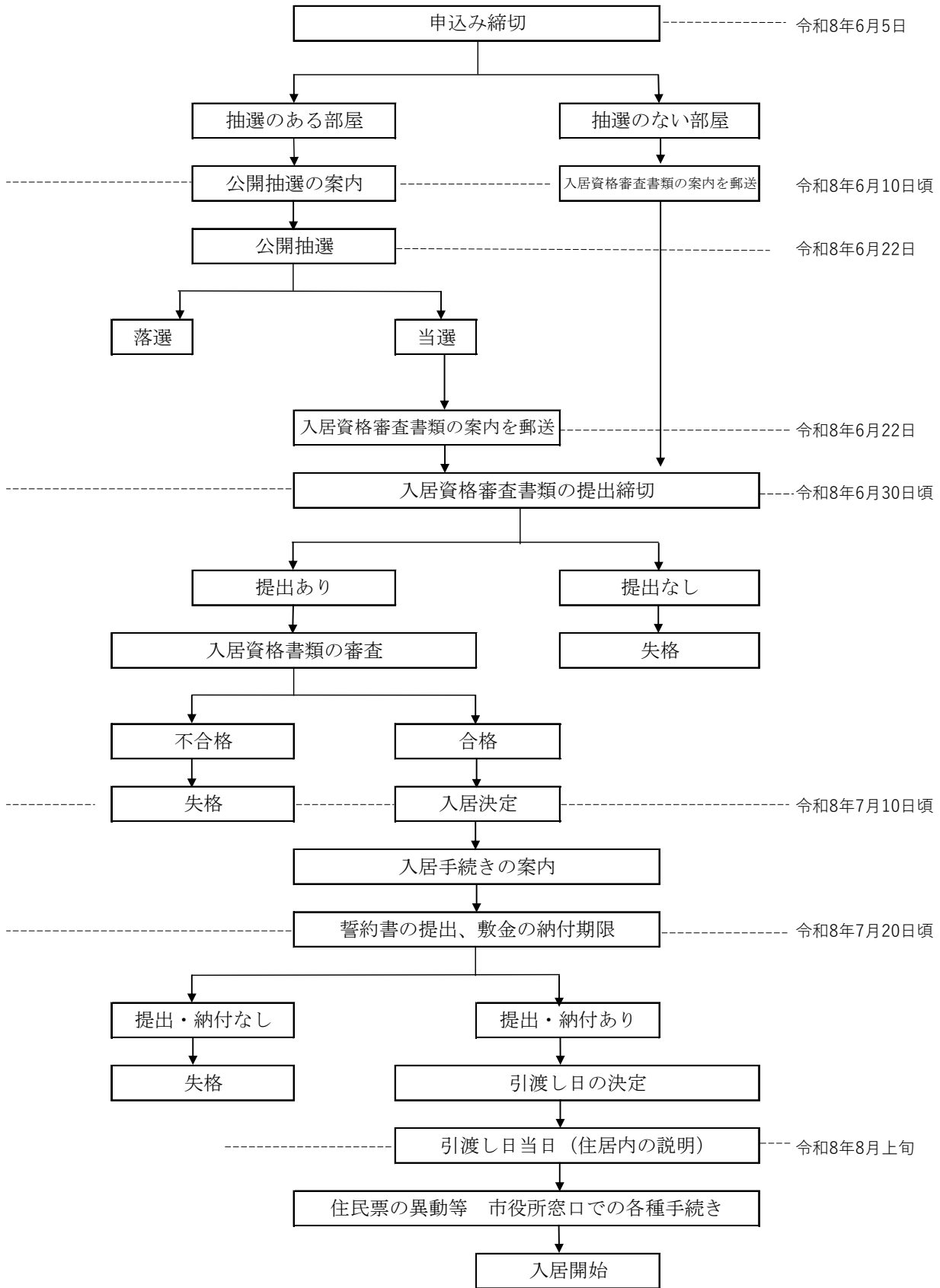
# 目 次

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 申込注意事項          | 3  |
| 市営住宅入居手続きの流れ       | 4  |
| 2. 申込（入居）資格        | 6  |
| 3. 申込方法について        | 7  |
| 不自然な世帯分離・家族構成について  | 7  |
| 同居者として申込み可能な親族について | 7  |
| 4. 裁量階層について        | 8  |
| 5. 単身入居について        | 9  |
| 6. 優先入居について        | 10 |
| 7. 収入月額の基準について     | 11 |
| 収入申告について           | 11 |
| 8. 収入月額の計算方法       | 12 |
| 9. 抽選等により当選されたら…   | 19 |
| 10. 入居が決まったら…      | 23 |
| 入居後の注意事項           | 23 |
| 住宅困窮度合の分類表         | 24 |

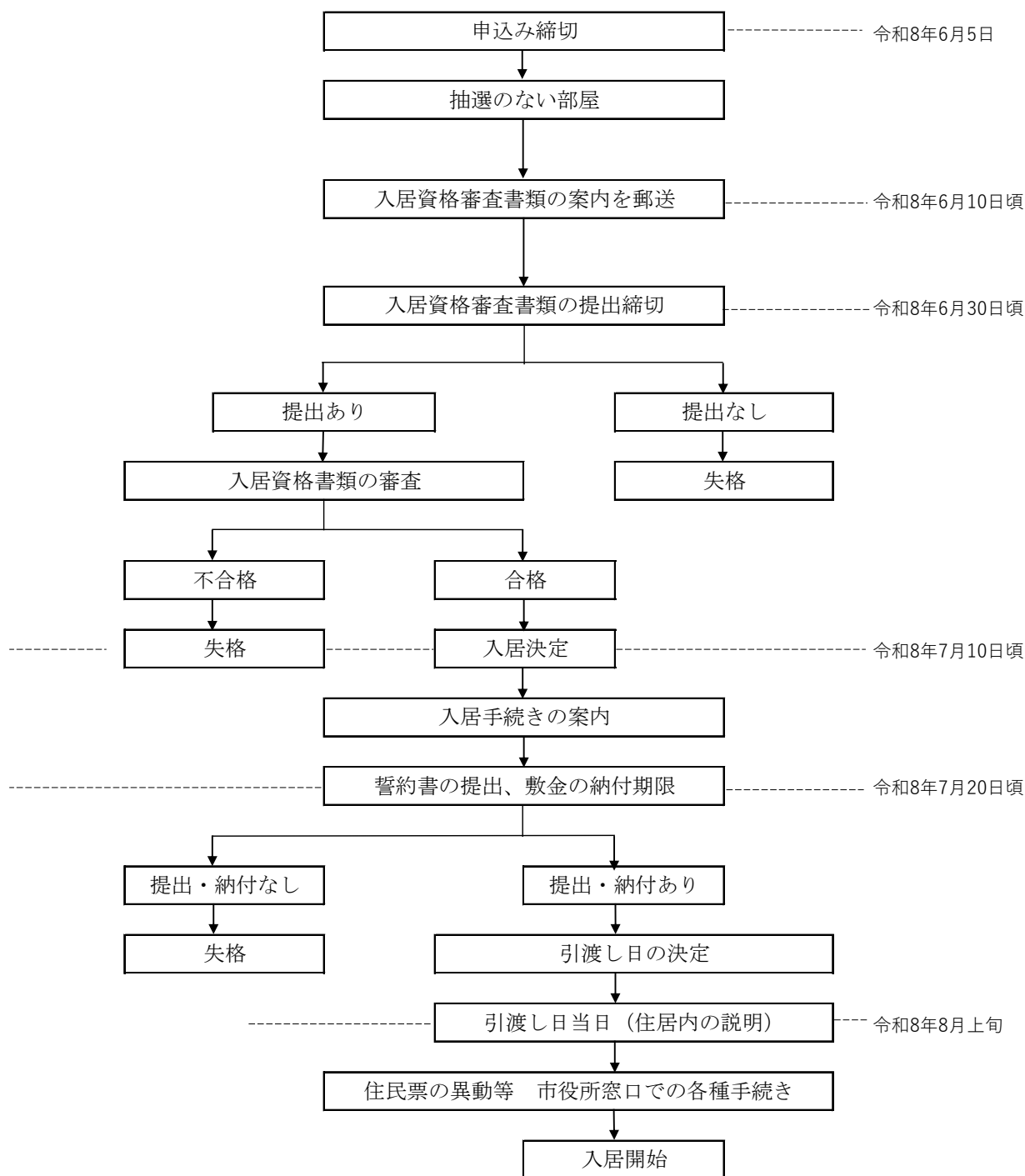
# 1. 申込注意事項

- (1) この募集案内の、申込資格・要件等をご確認のうえ応募してください。
- (2) 申込書に必要事項を記入し、甲賀市役所住宅建築課まで本人または家族が持参してください。（平日執務時間内）郵送および受付期間後は受付できません。
- (3) 申込みは1世帯1住宅に限ります。2か所以上に申し込んだ場合は、すべて無効となります。
- (4) 申込書類の内容を確認するために、関係者・関係機関へ問い合わせることがあります。
- (5) 申込書の受付後は申込用紙に記入された内容の変更はできません。
- (6) 募集住宅に対し複数の申込みがあった場合は、「住宅困窮度合の分類表」（24ページ参照）により順位を決定し、順位の高い世帯から入居者を決定します。同順位の場合は、公開抽選を行い、入居当選者および補欠者を選びます。  
ただし、当選および補欠当選されても、その後の審査等で申込書その他添付書類の内容と事実と相違していることが判明した場合は、入居資格を失います。
- (7) 公開抽選会を実施する場合は、該当者に通知します。抽選は市職員が行います。抽選会への出欠は、当選・落選に関係ありません。  
抽選会終了後、当選者に入居資格審査書類の案内を送付します。
- (8) 抽選後、当選者は入居資格が確認できる証明書類等を指定日までに持参してください。審査後入居資格があると判断した場合は、入居決定通知をお届けし、入居手続きの説明を行います。
- (9) 婚約者を同居者として申込む場合は、申込後婚約者が変わったとき、または期限（入居可能日から3か月以内）までに婚姻届受理証明等の提出がないときは、入居決定を取り消すこととなります。

# 市営住宅入居手続きの流れ <一室でも抽選がある場合>



## 市営住宅入居手続きの流れ <一室も抽選がない場合>



## 2. 申込（入居）資格

★ 入居申込みについては、募集期間最終日時点で、次のすべての要件を満たしている方に限ります。

(1) 申込者が甲賀市内に住所または勤務地を有し、かつ、申込世帯全員が税金（市民税・固定資産税・軽自動車税）を滞納していないこと

※令和8年1月1日以降に甲賀市に転入された方は前住所地および甲賀市、甲賀市外にお住まいの方は現在お住まいの市町村および甲賀市で滞納していないこと。

※市内に勤務の場合は、勤務地の住所がわかる書類（社員証、健康保険証等の写し）を、申込書に添付のうえ提出すること。

(2) 入居予定者全員の収入月額合計が規定の範囲内にあること

★ 158,000円以下

★ 裁量階層に該当する場合は、214,000円以下（8ページ参照）

※上記の金額は、手取りではなく一定の方法で算出した金額となるので、11ページ以降をお読みいただき、実際に計算してください。

(3) 現に住宅に困窮している方で「住宅困窮度合の分類表」（24ページ参照）のいずれかに該当すること

※「住宅困窮度合の分類表」により順位を決定します。

※現在、公営住宅（県営住宅、市営住宅など）にお住まいの方は、市営住宅に申込みできません。

(4) ご自分の家屋（共有物件を含む）を所有されている方は原則申込みできません。（同居予定者も含む）

※老朽化により危険がある家屋である、売却予定がある等、状況によりますので事前にご相談ください。

(5) 申込者および同居人が暴力団員でないこと

※暴力団員:暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(6) 不自然な世帯分離・家族構成でないこと

※離婚を予定している方であっても、離婚が成立していない方は特別な理由がない限り申込みできません。

※親権のない未成年の子どもとは、原則として同居できません。

### 3. 申込方法について

☆「市営住宅入居申込書」に必要事項を記入し、甲賀市役所 2 階 住宅建築課へ提出してください。

なお、書類不備（記載漏れ等）の場合は受け付けません。

受付後、申込書に不備が見つかった場合は、市が指定する期限までに再提出してください。提出されなかった場合は、受付を取り消すこととなります。

※優先入居として申込みされる場合は、必要書類（22 ページ参照）を添えて提出してください。

#### 不自然な世帯分離・家族構成について

- 例
- ・兄弟姉妹のみの世帯（両親死亡の場合を除く）
  - ・他の者に扶養されている祖父母と孫との世帯
  - ・おじ、おば、甥、姪、いとこ等との世帯
  - ・夫婦の別居、父母の別居等による世帯
  - ・離婚が成立していない世帯

#### 同居者として申込み可能な親族について

- ・夫婦（内縁の妻または夫《続柄が夫（未届）、妻（未届）の方》など）
- ・親子
- ・入居予定日から 3 か月以内に婚姻し、同居可能な婚約者
- ・戸籍上の性別は同一であるが、婚姻関係と同様の事情にある方

※申込みされる世帯（親族）の形態により、申込み時にそれらの状態を証明できるものの提出あるいは提示をお願いすることがあります。

（例）続柄が記載された住民票の写し

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード など

## 4. 裁量階層について

高齢者・障がいがある方等の含まれる世帯を裁量階層といい、入居できる収入月額を214,000円以下まで引き上げます。具体的には、次の a から g のいずれかに該当する世帯です。

- a 申込者本人が60歳以上であり、かつ、同居予定者が60歳以上または18歳未満の方で構成されている世帯
- b 小学校就学前の子どもがいる世帯
- c 申込者本人または同居予定者が障害者基本法第2条に規定する障がい者であり、かつ次に掲げる程度の障がいがある方の含まれる世帯
  - ア：身体障害者福祉法に規定する1級から4級までのいずれかに該当する方
  - イ：精神保健および精神障害者福祉に関する法律に規定する1級から3級までのいずれかに該当する方
  - ウ：療育手帳の交付を受けている方。ただし、Bの中でも軽度の方は除く。
- d 申込者本人または同居予定者が戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または表ノ3の第1款症の方
- e 申込者本人または同居予定者が原子爆弾被爆者で厚生労働大臣から認定を受けている方
- f 申込者本人または同居予定者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- g 申込者本人または同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者の方

## 5. 単身入居について

独立した生計を営むことができる方であれば、単身入居者として申込みできます。ただし、次の項目に当てはまる方は除きます。

- ・身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができない、もしくは受けることが困難であると認められる方
- ・単身入居の入居者資格認定のための申立書（規定様式）により自活ができないと判断された方
- ・離婚が成立していない方で、別居を目的とされる方

## 6. 優先入居について

申込受付最終日に、次のアからカのいずれかの要件に該当する場合は、住宅困窮度が高い方として優先的に入居することができます。

申込時に優先入居対象者であることが証明できる書類（22ページ参照）の提出が必要となります。書類の提出がない場合は、優先入居対象者ではなく、一般申込者での受付となります。

### ア) 20歳未満の子を扶養し同居しているひとり親

#### イ) 高齢者

- ・ 単身入居で60歳以上
- ・ 60歳以上の高齢者または18歳未満の者で構成される世帯

#### ウ) 心身障がい者を構成員とする世帯

- ・ 身体障がい者・身体障害者福祉法に規定する1級から4級までのいずれかに該当する方を含む世帯
- ・ 精神障がい者・精神保健および精神障害者福祉に関する法律に規定する1級から3級までのいずれかに該当する方を含む世帯
- ・ 知的障がい者・療育手帳の交付を受けている方を含む世帯  
※ただし、Bの中でも軽度の方は除く

#### エ) DV被害者（配偶者等（内縁の夫・妻を含む）からの暴力被害者）

- I. 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む）の規定による一時保護または配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
- II. 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から5年を経過していない方

#### オ) 引揚者

海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から5年を経過していない方を構成員とする世帯

#### カ) 炭鉱離職者

炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者を構成員とする世帯

## 7. 収入月額の基準について

◎ 市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して安い家賃で賃貸する住宅であるため、収入月額の基準が定められています。

収入月額の計算には、申込み日現在で収入がある申込者および同居予定者の1年間の総所得金額が対象となります。

### 収入とは…

給与による収入→給与・賞与・パート・アルバイト・日雇い(継続的収入と認められるもの)等  
事業による収入→営業・農業等による収入等  
年金による収入→国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・各種共済年金等

### 収入から除外されるもの

☆ 所得税法による課税対象外のものは、月収額の計算の対象にはなりません。  
雇用保険・労災保険・休業補償・生活保護による各種扶助料・仕送り・遺族年金等

### 収入と所得

「収入」とは、税込みの総支給額であり、「所得」とは総収入額から税法上の認められた必要経費等を控除した後の金額をいいます。

- ★給与による収入を得ている人(給与所得者)の所得金額とは、  
給与所得金額＝給与による総収入－給与所得控除
- ★事業による収入を得ている人(事業所得者)の所得金額とは、  
事業所得金額＝事業による総収入－必要経費

### 収入申告について

市営住宅の入居者は、毎年(8～9月頃)、前年中の収入状況を市に申告していただきます。

市では、この申告に基づいて家賃を決定します。申告がない場合は、近傍同種の住宅の家賃と同等となり高い家賃となりますので、必ず申告をしてください。

市営住宅に3年以上住み一定基準以上の収入がある方は、住宅を明け渡していただき、もっと収入が低く住宅に困っている方に譲っていただきます。

## 8. 収入月額の計算方法

|  |
|--|
| 収入月額 = $\frac{\text{入居予定者全員の前年の総所得金額合計} - \text{該当する控除金額}}{12\text{か月}}$ |
|--|

次の順序で収入月額を算定してください。

### (1) 年間総収入金額

申込者および同居予定者の方の年間総収入金額をそれぞれ算出してください。

|                   | 氏 名 | 年 間 総 収 入 金 額 |
|-------------------|-----|---------------|
| 申込者               |     | 円             |
| 同居<br>予<br>定<br>者 |     | 円             |
|                   |     | 円             |
|                   |     | 円             |
|                   |     | 円             |

### ◇ 年間総収入の考え方

| 就 職 の 時 期                                     | 給 与 所 得 者                                     | 事 業 所 得 者   |
|---|---|---|
| ア 現在の職場で前年の1月1日以前から引き続いて働いている場合               | 前年中の給与収入                                      | 前年中の事業所得  |
| イ 前年の途中で就職(事業を開始)した場合 ※1カ月未満の月の収入(所得)および月数は除く | $\frac{\text{就職後の収入}}{\text{勤務月数}} \times 12$ | $\frac{\text{事業開始後の所得}}{\text{事業開始後の月数}} \times 12$ |
| ウ 退職している場合                                    | 収入0で計算(再就職した場合:イの方法)                          |   |

※ボーナス等は受給済のものだけ含めること。

※休業・休職等により一時的に収入に変動があった場合は、その月を除き計算すること。

(2) 年間総所得金額

(1) をもとに年間総所得金額をそれぞれ算出してください。

| 氏 名           |  | 年 間 総 所 得 金 額 |
|---------------|--|---------------|
| 申込者           |  | 円             |
| 同居<br>予定<br>者 |  | 円             |
|               |  | 円             |
|               |  | 円             |
|               |  | 円             |
| 合 計           |  | 円             |

①

◇ 年間総所得金額の算出方法

A 給与所得者の場合

12 ページの年間総収入金額により、下表で年間総所得金額を算出してください。

| 年 間 総 収 入 金 額           | 年 間 総 所 得 金 額   |
|-------------------------|---|
| ～ 550,999円              | 0円  |
| 551,000円 ～ 1,618,999円   | 年間総収入金額 - 550,000円  |
| 1,619,000円 ～ 1,619,999円 | 1,069,000円  |
| 1,620,000円 ～ 1,621,999円 | 1,070,000円  |
| 1,622,000円 ～ 1,623,999円 | 1,072,000円  |
| 1,624,000円 ～ 1,627,999円 | 1,074,000円  |
| 1,628,000円 ～ 1,799,999円 | 年間総収入金額 ÷ 4 で1,000円未満を切捨てた金額を (A) とする<br>(A) × 2.4 + 100,000円 |
| 1,800,000円 ～ 3,599,999円 | (A) × 2.8 - 80,000円   |
| 3,600,000円 ～ 6,599,999円 | (A) × 3.2 - 440,000円  |

B 事業所得者の場合

年間総所得金額 = 事業による年間総収入 - 税法上の必要経費

C 公的年金受給者の場合

| 受給者の年齢 | その年中の公的年金等の<br>収入金額の合計 (A) | 公 的 年 金 所 得 金 額         |
|--------|----------------------------|-------------------------|
| 65歳以上  | ～3,300,000円                | (A) - 1,100,000円        |
|        | 3,300,001円～4,100,000円      | (A) × 0.75 - 275,000円   |
|        | 4,100,001円～7,700,000円      | (A) × 0.85 - 685,000円   |
|        | 7,700,001円～                | (A) × 0.95 - 1,455,000円 |
| 65歳未満  | ～1,300,000円                | (A) - 600,000円          |
|        | 1,300,001円～4,100,000円      | (A) × 0.75 - 275,000円   |
|        | 4,100,001円～7,700,000円      | (A) × 0.85 - 685,000円   |
|        | 7,700,001円～                | (A) × 0.95 - 1,455,000円 |

(3) 下表で該当する控除金額を算出してください。

控除金額の計算

| 控除種別             |  | 控除対象者   | 控除金額                                |                                     |
|------------------|--|---|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 一般<br>控除         | 同居扶養控除   | 申込者本人を除く、同居(または、同居しようとする)親族および遠隔地の扶養親族  | 380,000 円×<br>=                     | 人<br>円                              |
|                  | 給与年金控除   | 本人、同居(または同居しようとする)親族に、給与所得または公的年金に係る雑所得を有する者があ<br>る場合【所得額が 10 万円未満の場合は当該所得額】  | 100,000 円×<br>=                     | 人<br>円                              |
| 特<br>別<br>控<br>除 | 老人扶養控除   | 扶養親族のうち 70 歳以上の人  | 100,000 円×<br>=                     | 人<br>円                              |
|                  | 老人控除対象<br>配偶者控除  | 同一生計配偶者のうち 70 歳以上の人   |                                     |                                     |
|                  | 特定扶養控除   | 扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満の人   | 250,000 円×<br>=                     | 人<br>円                              |
|                  | 障がい者控除   | 所得者本人および扶養親族のうち<br>ア 児童相談所または障がい者更正相談所などから<br><u>中度・軽度</u> の知的障がい者と判定された人<br>イ 身体障害者手帳の交付を受けている人で<br><u>3 級から 6 級</u> の人<br>ウ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第 4 項症<br>から第 4 目症までの人<br>エ 65 歳以上で障がいの程度がア イと同程度であるこ<br>との福祉事務所長等の認定書を交付されている人  | 270,000 円×<br>=                     | 人<br>円                              |
|                  | 特別障がい者<br>控除   | 所得者本人および扶養親族のうち<br>ア 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で<br><u>1 級</u> の人<br>イ 児童相談所または障がい者更正相談所などから<br><u>重度</u> の知的障がい者と判定された人<br>ウ 身体障害者手帳の交付を受けている人で<br><u>1 級および 2 級</u> の人<br>エ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症<br>から第 3 項症までの人<br>オ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受け<br>ている人<br>カ 65 歳以上で障がいの程度がア イウと同程度である<br>ことの福祉事務所長等の認定書を交付されている人<br>キ 常に就床を要し複雑な介護を要する人 | 400,000 円×<br>=                     | 人<br>円                              |
|                  | 所得税法上の<br>寡婦控除   | 所得者本人で<br>ア 夫と死別してから婚姻していない人か夫の生死が<br>不明であって合計所得金額が 500 万円以下の人<br>イ 夫と離婚してから婚姻をしておらず、扶養親族が<br>いる合計所得金額が 500 万円以下の人  | 270,000 円×<br>=                     | 人<br>円<br>所得額が 27 万円未満の<br>場合は当該所得額 |
| 所得税法上の<br>ひとり親控除 | 所得者本人で<br>ア 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる<br>一定の人がいないこと<br>イ 生計を一にする子(所得金額が 48 万円以下で他の<br>人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人)<br>がいること<br>ウ 合計所得金額が 500 万円以下の所得の人 | 350,000 円×<br>=   | 人<br>円<br>所得額が 35 万円未満の<br>場合は当該所得額 |                                     |



控除金額合計

円 — ②

(4) (2)の年間総所得金額の合計から、(3)の控除金額の合計を差し引き  
12で割ってください。

|             |   |          |   |      |
|-------------|---|----------|---|------|
| ①年間総所得金額の合計 |   | ②控除金額の合計 |   |      |
| 円           | － | 円        |   | 収入月額 |
| 12か月        |   |          | ＝ | 円    |

(5) (4)で算出された収入月額で、申込みの可否を次の表により判別してください。

| 収 入 金 額           | 一 般      | 裁 量 階 層 |
|-------------------|----------|---------|
| 0円～158,000円       | 申込みできます  |         |
| 158,001円～214,000円 | 申込みできません | 申込みできます |
| 214,001円～         | 申込みできません |         |

〈収入基準早見表〉

A (給与所得者が1人で特別控除対象者がいない場合)

| 年 間 総 収 入 額                           |                             |                                     |                      |
|---------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|----------------------|
| 養同<br>者居<br>数親<br>族数<br>・遠<br>隔地<br>扶 | 0人                          | 0～2,967,999円                        | 2,968,000～3,887,999円 |
|                                       | 1人                          | 0～3,511,999円                        | 3,512,000～4,363,999円 |
|                                       | 2人                          | 0～3,995,999円                        | 3,996,000～4,835,999円 |
|                                       | 3人                          | 0～4,471,999円                        | 4,472,000～5,311,999円 |
|                                       | 4人                          | 0～4,947,999円                        | 4,948,000～5,787,999円 |
|                                       | 5人                          | 0～5,423,999円                        | 5,424,000～6,263,999円 |
|                                       |                             | ↓                                   | ↓                    |
| 収入<br>月額                              | 0～158,000円<br>→すべての方が入居できます | 158,001～214,000円<br>→裁量階層の方のみ入居できます |                      |

B (事業所得者が1人で特別控除対象者がいない場合)

| 年 間 総 所 得 額                       |                             |                                     |                      |
|-----------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|----------------------|
| 扶同<br>養居<br>者親<br>数族<br>数・遠<br>隔地 | 0人                          | 0～1,896,000円                        | 1,896,001～2,568,000円 |
|                                   | 1人                          | 0～2,276,000円                        | 2,276,001～2,948,000円 |
|                                   | 2人                          | 0～2,656,000円                        | 2,656,001～3,328,000円 |
|                                   | 3人                          | 0～3,036,000円                        | 3,036,001～3,708,000円 |
|                                   | 4人                          | 0～3,416,000円                        | 3,416,001～4,088,000円 |
|                                   | 5人                          | 0～3,796,000円                        | 3,796,001～4,468,000円 |
|                                   |                             | ↓                                   | ↓                    |
| 収入<br>月額                          | 0～158,000円<br>→すべての方が入居できます | 158,001～214,000円<br>→裁量階層の方のみ入居できます |                      |

所得者が2人以上いる場合、または特別控除対象者がいる場合は、12～15ページの計算方法により収入月額を計算してください。

※裁量階層については、8ページをご覧ください。

◇計 算 例◇

(例 1)

|           |                 | 収入金額       | 所得         |
|-----------|-----------------|------------|------------|
| 世帯員       | 申込者 (29歳) 給与所得者 | 3,425,000円 | 2,316,800円 |
|           | 妻 (28歳) 無収入     | —          | —          |
|           | 子A (5歳)、子B (3歳) | —          | —          |
| ※裁量世帯 (b) |                 | 合計         | 2,316,800円 |

| 控除 | 給与年金           | 同居扶養           | 老人扶養           | 特定扶養           | 障がい者           | 特別障がい者         | 寡婦             | ひとり親           | 合計             |
|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|    | 100,000<br>×1人 | 380,000<br>×3人 | 100,000<br>×0人 | 250,000<br>×0人 | 270,000<br>×0人 | 400,000<br>×0人 | 270,000<br>×0人 | 350,000<br>×0人 | 1,240,000<br>円 |

$$\frac{(\text{所得} : 2,316,800 - \text{控除} : 1,240,000)}{12} \div \boxed{89,733} \dots \text{申込みできます}$$

(例 2)

|           |                     | 収入金額       | 所得         |
|-----------|---------------------|------------|------------|
| 世帯員       | 申込者 (49歳) 給与所得者     | 4,430,000円 | 3,102,400円 |
|           | 妻 (45歳) 給与所得者       | 1,451,400円 | 901,400円   |
|           | 母 (72歳) 無収入、子A (5歳) | —          | —          |
| ※裁量世帯 (b) |                     | 合計         | 4,003,800円 |

| 控除 | 給与年金           | 同居扶養           | 老人扶養           | 特定扶養           | 障がい者           | 特別障がい者         | 寡婦             | ひとり親           | 合計             |
|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|    | 100,000<br>×2人 | 380,000<br>×3人 | 100,000<br>×1人 | 250,000<br>×0人 | 270,000<br>×0人 | 400,000<br>×0人 | 270,000<br>×0人 | 350,000<br>×0人 | 1,440,000<br>円 |

$$\frac{(\text{所得} : 4,003,800 - \text{控除} : 1,440,000)}{12} \div \boxed{213,650} \dots \text{申込みできます}$$

(例 3)

|           |                 | 収入金額       | 所得         |
|-----------|-----------------|------------|------------|
| 世帯員       | 申込者 (65歳) 給与所得者 | 4,358,000円 | 3,044,800円 |
|           | 妻 (62歳) 無収入     | —          | —          |
| ※裁量世帯 (a) |                 | 合計         | 3,044,800円 |

| 控除 | 給与年金           | 同居扶養           | 老人扶養           | 特定扶養           | 障がい者           | 特別障がい者         | 寡婦             | ひとり親           | 合計           |
|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|
|    | 100,000<br>×1人 | 380,000<br>×1人 | 100,000<br>×0人 | 250,000<br>×0人 | 270,000<br>×0人 | 400,000<br>×0人 | 270,000<br>×0人 | 350,000<br>×0人 | 480,000<br>円 |

$$\frac{(\text{所得} : 3,044,800 - \text{控除} : 480,000)}{12} \div \boxed{213,733} \dots \text{申込みできます}$$

(例4)

|          |                | 収入金額       | 所得         |
|----------|----------------|------------|------------|
| 世帯員      | 申込者(37歳) 給与所得者 | 5,000,000円 | 3,560,000円 |
|          | 妻(32歳) 給与所得者   | 1,134,200円 | 584,200円   |
|          | 母(72歳) 年金所得者   | 1,550,000円 | 450,000円   |
|          | 子A(5歳)         | —          | —          |
| ※裁量世帯(b) |                | 合計         | 4,594,200円 |

| 控除 | 給与年金           | 同居扶養           | 老人扶養           | 特定扶養           | 障がい者           | 特別障がい者         | 寡婦             | ひとり親           | 合計             |
|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|    | 100,000<br>×3人 | 380,000<br>×3人 | 100,000<br>×1人 | 250,000<br>×0人 | 270,000<br>×0人 | 400,000<br>×0人 | 270,000<br>×0人 | 350,000<br>×0人 | 1,540,000<br>円 |

$$\frac{(\text{所得} : 4,594,200 - \text{控除} : 1,540,000)}{12} \div \boxed{254,516} \dots \text{申込みできません}$$

(例5)

|     |                 | 収入金額       | 所得         |
|-----|-----------------|------------|------------|
| 世帯員 | 申込者(42歳) 給与所得者  | 3,352,121円 | 2,266,400円 |
|     | 子A(17歳)、子B(10歳) | —          | —          |
| ※一般 |                 | 合計         | 2,266,400円 |

| 控除 | 給与年金           | 同居扶養           | 老人扶養           | 特定扶養           | 障がい者           | 特別障がい者         | 寡婦             | ひとり親           | 合計             |
|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|    | 100,000<br>×1人 | 380,000<br>×2人 | 100,000<br>×0人 | 250,000<br>×1人 | 270,000<br>×0人 | 400,000<br>×0人 | 270,000<br>×0人 | 350,000<br>×1人 | 1,460,000<br>円 |

$$\frac{(\text{所得} : 2,266,400 - \text{控除} : 1,460,000)}{12} \div \boxed{67,200} \dots \text{申込みできます}$$

(例6)

|          |                | 収入金額       | 所得         |
|----------|----------------|------------|------------|
| 世帯員      | 申込者(40歳) 給与所得者 | 3,950,000円 | 2,718,400円 |
|          | 妻(40歳) 給与所得者   | 1,624,520円 | 1,074,000円 |
|          | 子(12歳) 身体障がい3級 | —          | —          |
| ※裁量世帯(c) |                | 合計         | 3,792,400円 |

| 控除 | 給与年金           | 同居扶養           | 老人扶養           | 特定扶養           | 障がい者           | 特別障がい者         | 寡婦             | ひとり親           | 合計             |
|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|    | 100,000<br>×2人 | 380,000<br>×2人 | 100,000<br>×0人 | 250,000<br>×0人 | 270,000<br>×1人 | 400,000<br>×0人 | 270,000<br>×0人 | 350,000<br>×0人 | 1,230,000<br>円 |

$$\frac{(\text{所得} : 3,792,400 - \text{控除} : 1,230,000)}{12} \div \boxed{213,533} \dots \text{申込みできます}$$

## 9. 抽選等により当選されたら・・・

入居資格審査に必要な書類を提出していただきます。(当選者のみ)

※市の指定する期日までに書類の提出がない場合は当選を取り消します。

- (1) \* **住民票謄本**・・・申込者および同居予定者全員分で続き柄がわかるもの  
※単身で申込みをされる方・・・現在一緒に住んでいる方全員の住民票謄本も必要です。  
※続き柄がわかるもの(本籍、マイナンバー、住民票記載コードの記載は不要)  
※申込期間中に甲賀市に住民票がない場合は失格となります。  
(職場が甲賀市にある場合は除く) **発行手数料 300円/通**

- (2) **就労証明書**・・・市外在住で市内に勤務地がある方のみ

- (3) **税金の滞納の無いことの証明書**・・・〔規定様式〕 申込者および同居予定者全員分

※甲賀市発行の証明書に加え、下記に該当される方は追加で証明書が必要です。

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 令和8年1月1日以降に甲賀市に転入された方 | 前住所地       |
| 甲賀市外にお住まいの方           | 現在お住まいの市町村 |

※甲賀市外で規定様式で証明書を発行いただけない場合は、発行される市の様式で申込者および同居予定者全員分の証明を発行してもらってください。

※滞納がある場合は失格となります。 **発行手数料 300円/通**

- (4) **収入申告書**・・・〔規定様式〕 申込者および同居予定者全員分

- (5) \* **収入を証明する書類** (次頁◎印の書類により収入計算を行います)

18歳以上の方は、収入の有無にかかわらず、20ページ記載の①～④の区分により該当する書類をすべて提出してください。

(18歳未満でも収入がある場合は提出)

※入居者および同居予定者全員の収入月額が規定の範囲を超えた場合は失格となります。

※課税証明書とは・・・総所得金額および控除金額がわかる証明書とします。

令和8年度(令和7年分)の証明が必要です。 **発行手数料 300円/通**

\* 『(1) 住民票謄本』と『(5) 収入を証明する書類』に記載する課税証明書あるいは非課税証明書(詳細20ページ)は、マイナンバーカードをお持ちの方については、コンビニエンスストアで取得することも可能です。 **発行手数料 200円/通**

① 給与所得者の場合

| 提出書類                  |  |
|-----------------------|--|
| 前年の1月1日以前から引き続き働いている人 | ◎前年中の所得を証する市町村発行の課税証明書   |
| 前年の1月2日以降に就職した人       | ◎給与支払証明書〔規定様式〕<br>1カ月未満の月の収入は除くこと<br>※勤務先で収入の証明を受けること          |
|                       | 前年中の所得を証する市町村発行の課税証明書  |
| 前年の1月2日以降に退職した人       | 現在再就職(バイト・パート含む)していない人は、退職証明書を元勤務先に発行してもらうこと                   |
|                       | ◎前年中の所得を証する市町村発行の課税証明書   |
|                       | *応募時点で次の勤務先が決定している場合<br>◎月給予定証明書(任意様式) 1カ月間に貰える給料の予定額<br>退職証明書 |
|                       | 前年中の所得を証する市町村発行の課税証明書  |

② 事業所得者の場合

| 提出書類                    |   |
|-------------------------|---|
| 前年の1月1日以前から引き続き事業をしている人 | ◎前年中の所得を証する市町村発行の課税証明書                                |
| 前年の途中で事業を開始した・廃業した人     | ◎青色申告決算書もしくは収支内訳書および確定申告書の写し<br>前年中の所得を証する市町村発行の課税証明書 |

③ 年金受給者の場合

| 提出書類                   |  |
|------------------------|--|
| ◎前年中の所得を証する市町村発行の課税証明書 |  |

④ 収入の無い方

| 提出書類                        |  |
|-----------------------------|--|
| ◎前年中の所得を証する市町村発行の課税(非課税)証明書 |  |

(6)

## 住宅困窮状況を証明する書類

| 困窮理由等            | 提出書類                            | 発行者等 |
|------------------|---------------------------------|------|
| 過密居住<br>他世帯と同居   | 賃貸借契約書の写し（契約期間内のもの）             |      |
|                  | 他の同居者の住民票謄本（続き柄のわかるもの。本籍の記載は不要） | 市町村長 |
| 別居<br>（婚姻予定）     | 婚姻予定証明書                         | 仲人等  |
|                  | 結婚後退職する場合は退職する旨の証明書             | 勤務先  |
| 遠距離通勤            | 通勤経路・手段の証明書                     | 勤務先  |
| 住宅費<br>（高額家賃）    | 賃貸借契約書の写し（契約期間内のもの）             |      |
| 立ち退き要求           | 賃貸借契約書の写し（契約期間内のもの）             |      |
|                  | 立ち退き理由を記した立ち退き要求証明書             | 家主   |
|                  | 不動産競売開始決定の写し                    | 裁判所  |
|                  | 明け渡しを決定した旨の判決文の写し               | 裁判所  |
|                  | 訴状および期日呼出状の写し                   | 裁判所  |
| 不良住宅             | 賃貸借契約書の写し（契約期間内のもの）             |      |
|                  | 老朽・危険状況が判別できる写真                 |      |
|                  | 施設を共用している旨の証明書                  | 家主   |
| （住宅以外の<br>建物に居住） | 賃貸借契約書の写し（契約期間内のもの）             |      |

※申込みの内容と住宅困窮の書類が整合しない場合は失格となります。

例) 住民票と賃貸借契約書の住所が違う等

(7)

## 誓約書

2種類

- ・ 入居者および同居人が暴力団員でない誓約
- ・ 入居にあたり厳守いただく事項

(8)

## 同意書

(関係機関に調査することの同意)

(9)

その他必要書類

※優先入居に該当する方は、申込時に下表に示す書類を提出していただきます。

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 20歳未満の子を扶養し同居しているひとり親 | 税法上で控除を受けていることがわかる書類の写し、または、死別または離婚して20歳未満の子を扶養していることを証する書類（児童扶養手当証書、福祉医療受給券）等                     |
| 高齢者                   | 年齢の確認できるもの<br>（住民票、運転免許証の写し、健康保険証の写し等）   |
| 身体障がい者                | 身体障害者手帳の写し（1～4級の記載がある方）  |
| 精神障がい者                | 精神障害者保健福祉手帳の写し   |
| 知的障がい者                | 療育手帳の写し（Bのうち軽度の方は除く）   |
| DV被害者<br>（両方必要です）     | 現在一緒に住んでいる方全員の住民票謄本（続き柄がわかるもの・本籍の記載は不要）  |
|                       | 県子ども家庭相談センター長（婦人相談所長）の証明書（規定様式）<br>または裁判所の保護命令決定書の写し   |
| 引揚者                   | 引揚証明書  |
| 炭鉱離職者                 | 炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた方で、高齢・障害・求職者雇用支援機構が貸与する移転就職用宿舎に現に入居している方の世帯・・・炭鉱離職者求職手帳の写しおよび賃貸契約書の写し              |
|                       | 移転就職者用宿舎に入居したことがない方で、広域職業安定所の紹介により就職し、当該就職後2年を経過していないものの世帯・・・広域職業安定所の紹介により就職したことがわかる書類および就職日のわかる書類 |

※単身入居で申込まれる方は、下記に示す書類を提出していただきます。

- ・現在一緒に住んでいる方全員の住民票謄本（続き柄がわかるもの・本籍の記載は不要）
- ・単身入居の入居者資格認定のための申立書（規定様式）
- ・単身赴任中の方は、会社で単身赴任中であることの証明書

※提出後、書類審査などで提出書類が事実と整合しない場合は失格となります。

※入居決定までに、必要に応じて、上記以外の書類を提出いただくことがあります。

## 10. 入居が決まったら・・・(書類審査後に案内)

※下記の期限内に手続きがない場合は入居決定を取り消します。

(1) 入居決定通知から10日以内に次の手続きをしてください。

① 敷金(家賃の3か月分)の納入

② 「市営住宅入居誓約書」「緊急連絡先届」を提出

《緊急連絡先の条件》

・20歳～75歳までの方を3名程度挙げてください。

・うち1名は、できる限り市内在住で3親等以内の親族の方を選んでください。

※緊急連絡先の方の住民票または免許証の写しなど、住所地がわかる書類を提出してください。

※緊急連絡先は、どうしても入居者に連絡が取りたい時に電話が繋がらない場合などに、連絡することがあります。

(2) 入居可能日(入居決定時に通知)から14日以内に入居してください。

### 入居後の注意事項

市営住宅は、公営住宅法の趣旨に基づき建設された公共賃貸住宅です。

みんなで仲良く明るい共同生活を営むために、次のことに注意してください。

○次に該当する方は、入居されても退去していただきます。

① 不正の行為によって入居したとき

② 家賃を3か月分以上滞納したとき

③ 住宅または共同施設を故意に毀損したとき

④ 正当な理由によらないで無断で15日以上住宅を使用しないとき

⑤ 周辺の環境を乱し、または他に迷惑をおよぼす行為をしたとき

⑥ 住宅を無断で他の者に貸し、またはその入居の権利を他の者に譲渡したとき

⑦ 住宅を無断で他の用途に使用したとき

⑧ 住宅を無断で模様替えまたは増築したとき

⑨ 入居者または同居者が暴力団員であることが判明したとき

⑩ 高額所得者に認定されたとき(入居者および同居者全員の所得を合算します)

○給湯設備・風呂釜・網戸等が設置されていない団地への設置(新規、取替含む)は原則入居者の負担です。

○一部団地を除いて団地内で自動車を保管できません。(車庫証明を発行できません)

○入居後は、自治会に加入し、住みよい団地づくりに努めてください。

○犬、猫等の動物の飼育や餌やりは禁止です。

○退去時には、入居時の状態に原状回復してください。

原状回復とは、賃借人の故意・過失・その他通常の使用を超えるような使用による損耗・き損を復旧することです。

○家賃の他に共益費(外灯・浄化槽の維持管理費等)が必要です。

**住宅困窮度合の分類表**（資格は現に住宅に困窮している方に限ります）

| 順位<br>判定要素   | 1  | 2                           | 3                     | 4                       | 5     |
|--|--|-----------------------------|-----------------------|-------------------------|-------|
| <b>過密居住</b><br>(廊下・台所・便所・浴室を含まない居室の畳数を入居者で割った数)                    | <b>※優先入居者</b><br><br>・20歳未満の子を扶養し同居しているひとり親<br><br>・高齢者<br><br>・心身障がい者<br><br>・DV被害者<br><br>・引揚者<br><br>・炭鉱離職者<br><br>上記の要件は10ページに記載しています。 | 1人当たり<br>1.5畳以内             | 1人当たり<br>2.0畳以内       | 1人当たり<br>3.5畳以内         | 1室居住  |
| <b>別居</b>  |  | 住宅がないため配偶者または子と別居している       | 扶養を要する親または兄弟姉妹と別居している | 婚約が成立しているが住宅がないため結婚できない |       |
| <b>遠距離通勤</b>   |  | 通常の方法による通勤時間                |                       |                         |       |
|  |  | 片道2時間以上                     | 片道1時間以上<br>2時間未満      |                         |       |
| <b>住宅費</b><br>(管理費、共益費、駐車場代等は除く)                                   |  | 算出した収入月額に対する家賃の割合           |                       |                         |       |
|  |  | 40%以上                       | 35%以上                 | 30%以上                   | 25%以上 |
| <b>立ち退き要求</b><br>(自己に帰すべき理由に基づく場合は除く)(家主からの正当な理由による立ち退き要求を受けている場合) |  | 裁判上の判決、和解または調停の成立により明渡しが決定済 | 立ち退き問題についての裁判係争中      |                         |       |
|  |  | 借家の契約期限満了により立ち退くことが必要       | 立ち退きを要求されている          |                         |       |
| <b>不良住宅</b>  |  | バラック建住宅                     | 転用住宅                  | 老朽化し、危険性のある住宅           |       |
|  |  | 炊事場・便所・給水のうち                |                       |                         |       |
|  | 3設備ともに共用   | 2設備が共用                      | 1設備が共用                |                         |       |
|  | (下宿・寮のようなタイプで施設を共用している場合)  |                             |                       |                         |       |
| <b>同居</b>  | 親族以外の世帯と同居   | 親族の世帯と同居                    |                       |                         |       |

※優先入居者は、市営住宅の申込資格を満たし、更に優先入居の要件に該当する方が対象です。

※判定要素の種類によっては、住宅困窮度合の判定のため、訪問して状況確認する場合があります。